

「学校における働き方改革推進プラン」の策定について（概要）

I プランの基本的考え方

1 学校における働き方改革の目的

- 教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、**学校教育の質の維持向上を図る。**

2 本プランの位置付け

- 都立学校に対する都教育委員会としての実施計画
- 区市町村教育委員会における実施計画の策定を支援
- 今後、都教育委員会は本プランにより、都立学校における働き方改革を着実に推進するとともに、区市町村教育委員会における実施計画の策定やその取組に対する支援等を、必要に応じて実施
- 目標の達成状況を検証し、必要な施策の見直しを行うなど、継続的に学校の働き方改革を推進

3 学校における働き方改革の目標

当面の目標

週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする。

※ 上記でいう在校時間60時間とは、月当たりの時間外労働がおおむね80時間となる状態を週当たりに換算したもの。

- 都内公立学校における当面の共通目標とし、今後この目標の達成に向けた総合的な対策を実施
- 本取組を通じ、週当たりの在校時間が60時間を超えている教員のみならず、全ての都内公立学校教員における長時間労働を改善

4 取組の方向性

- 以下の5点を柱とし、総合的な対策を実施

(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

教員の在校時間を適切に把握する必要があることから、ICTの活用やタイムレコーダー等により、在校時間を客観的に把握・集計するシステムを構築

(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進

教員の専門性が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについて、役割分担の見直しやICT化の推進などに取り組み、学校や教員の負担を軽減

(3) 学校を支える人員体制の確保

「チーム学校」としての体制を整備するため、学校事務職員の職務内容の明確化やスクールカウンセラー等の専門スタッフの充実を図るとともに、地域との協働活動等を通じた教育支援活動を充実

(4) 部活動の負担を軽減

部活動に係るガイドラインを作成し、活動時間の見直しや休養日の設定の在り方を示すとともに、「部活動指導員」や外部指導員の活用を促進

(5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

教員自身が個人や家族で過ごす時間及び自己研鑽さんの機会を確保できるよう、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組を推進

5 保護者・地域社会の理解促進及び国への働き掛け

- 働き方改革の意義や取組について、保護者や地域社会の理解を促進するための啓発活動を実施
- 教職員定数の改善・充実や業務改善の促進等に係る財政的支援、弾力的な勤務時間の仕組みなど制度面に関する見直しについて国に要望・提言

II 都立学校における働き方改革に向けた取組

都立学校における取組

- 当面の目標の達成に向けて、教員一人一人が時間を意識した働き方を日々実践できるよう、以下のとおり取組方針を示し、都立学校における働き方改革を促進

取組方針

- ① 平日は、1日当たりの在校時間を11時間以内とすること。
- ② 週休日である土曜日、日曜日については、連続して業務に従事することがないように、どちらか一方は必ず休養できるようにすること。

(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

【プラン7ページ】

- 管理職が教員の在校時間を適切に把握することを通じ、メンタルケアの更なる充実や長時間労働の改善を含めたライフ・ワーク・バランスを実現
- 教員の在校時間に対する自己管理意識の醸成
- 教員一人一人に時間を意識した働き方の実践を促すため、タイムマネジメントやライフ・ワーク・バランスに関する研修を実施
- 定時退庁日や長期休業中等における連続した学校閉庁日を設定するなど、勤務環境の改善に向け、各学校の実情に応じた自律的な取組を促進

(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進

【プラン8ページ】

- 教員の授業準備や成績処理等の校務の軽減や授業の質の向上に資する実証研究を進め、その具体化を検討（都立学校スマートスクール構想）。
- 教育庁各部において調査や依頼等の縮減に向けた具体的な数値目標を設定し、目的や頻度、時期等を改めて精査するなど、調査等を縮減
- 「マイ・キャリア・ノート※」の機能を拡充し、研修動画を配信することにより通所に伴う負担を軽減

※「マイ・キャリア・ノート」
都内公立学校全教員を対象とした研修履歴自己管理システムのこと。

(3) 学校を支える人員体制の確保

【プラン9ページ】

- 再任用・非常勤教員を満了となった者等のうち今後も働く意欲がある者を「学校経営支援員」として任用・配置し、学校経営補佐等の業務を担わせることにより、副校長の負担を軽減
- 副校長の業務内容を分析・精選するとともに、ICT機器の更なる活用など、副校長業務及び支援の在り方を検討
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等のニーズが増え続けていることなどを踏まえ、今後もこうした専門スタッフの配置を促進

(4) 部活動の負担を軽減

【プラン10ページ】

- 活動時間や休養日についての基準の設定、適切な部活動運営の在り方等について、文化部活動も含めたガイドラインを都教育委員会において作成・周知
- 法令上、顧問教員に代わって専門的な技術指導や休日の大会引率等を行うことができる「部活動指導員」が学校職員として新たに位置付けられたことから、当該指導員を全都立高校に配置し、顧問教員の負担を軽減
- 都教育委員会及び各学校は、高等学校体育連盟と連携し、「部活動指導員」に対する研修等を定期的・計画的に実施し、資質を向上

(5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

【プラン11ページ】

- 都立学校の学校経営計画においてライフ・ワーク・バランス推進策を明記
- 人事考課制度における自己申告等を通じ、長時間労働の改善に向けた教員の意識改革や職場風土の醸成を推進
- 育児休業の取得促進及びライフ・ワーク・バランス推進の観点から、育児休業を取得している教員について、昇任選考の受験が可能となるよう制度を改正
- 子供の急な病気に対応する病児保育に特化したベビーシッターや家事代行付きのベビーシッターの利用に関する利用料金を助成

Ⅲ 小・中学校における働き方改革に向けた取組

実施計画の策定

- 都の定める当面の目標を踏まえ、各区市町村教育委員会が地域の実情や所管する各学校の実態を勘案しながら、取組方針や具体的な取組内容、取組に関する検証等を盛り込んだ実施計画を平成30年度中に策定するよう、都教育委員会として働き掛け
- また、各区市町村教育委員会に対して目標の達成状況等について報告を求めるとともに、計画策定状況等についても公表

区市町村教育委員会に対する支援等

- 小・中学校における働き方改革を一層促進するため、取組の方向性（5点の柱）等を踏まえ、区市町村に対する支援・補助等を実施

（1）在校時間の適切な把握と意識改革の推進

【プラン13ページ】

- 在校時間の把握をICカード等のシステムにより行う区市町村教育委員会に対して支援を実施
- 業務改善や労働問題等に詳しい外部の専門家の知見を活用して教員の意識改革やタイムマネジメント手法の取得・定着を目指す区市町村教育委員会に対して支援を実施

（2）教員業務の見直しと業務改善の推進

【プラン14ページ】

- ICT機器を活用した業務の効率化を目指す区市町村教育委員会に対して、「統合型校務支援システム」等の導入を支援
- 都立学校同様、小・中学校に関わる調査・依頼等についても、目的や頻度、時期等について精査するなど調査等の縮減を促進

（3）学校を支える人員体制の確保

【プラン15ページ】

- 小学校の大規模校において英語専科教員を段階的に配置するとともに、その他の学校においては時間講師を配置することにより、外国語活動及び英語に係る指導体制を整備
- 副校長を補佐する非常勤職員の任用などによる「学校マネジメント強化モデル事業」の規模を拡大し、副校長の負担軽減を推進
- 教員に代わって学習プリントの印刷等の補助的業務を行う「スクール・サポート・スタッフ」の配置を促進することにより、教員が児童・生徒への指導や授業準備等に一層注力できる環境を整備
- 都費事務職員の標準的職務内容について改めて周知するとともに、事務職員を対象とする研修においても、校務運営参画意識を醸成する内容を盛り込むなど、都費事務職員の資質向上とその能力活用を促進
- 地域学校協働活動やコミュニティ・スクールなど、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを支援し、学校教育活動の充実を促進

（4）部活動の負担を軽減

【プラン16ページ】

- 活動時間や休養日についての基準の設定、適切な部活動運営の在り方等について、文化部活動も含めたガイドラインを都教育委員会において作成・周知
- 法令上規定された「部活動指導員」を配置する区市町村教育委員会に対し、その参画が教員の働き方改革につながる取組であることを条件に支援を実施
- 中学校体育連盟と連携し、「部活動指導員」に対する研修等を定期的、計画的に実施し、資質の向上
- 部活動の支援人材の掘り起しなど、地域学校協働本部による部活動支援を進めるため、地域コーディネーターの支援を実施

（5）ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

【プラン16ページ】

都立学校と同様の取組を実施